

## 令和6年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- |   |        |                 |
|---|--------|-----------------|
| 1 | 監査の種類  | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 | 監査対象   | 危機管理統括部 危機管理課   |
| 3 | 監査実施期間 | 令和6年5月8日        |

### 指 摘

#### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日</p> <p>令和6年能登半島地震への災害対応による時間外勤務の増があったが、各グループの業務執行状況を確認するとともに、一部の職員に業務が偏ることのないように、業務分担の見直しや業務の効率化を図り、職員のワーク・ライフ・バランスの向上などの働き方改革への取り組みを進める。</p> <p>また、令和6年度においては、8月に日向灘沖での地震発生による南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表や8月29日から9月2日にかけての台風10号への災害対応による時間外勤務の増があり、一部の職員で80時間を超える時間外勤務があった。</p> <p>【 継続努力 】 令和 7年 8月31日</p> <p>新年度から、グループ間の担当業務の入れ替えを行うなど対応を行ってきたが、育休職員の発生や当初想定していなかった全地区での説明会を必要とする業務の発生などがあり、明確な効果が発現できていないが、今後も効率的で片寄りのない業務分担を実現するとともに、デジタル技術を活用するなど、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康の維持に努めていく。</p>
<p>(3) 公有財産や備品の管理が適切に行われないリスク</p> <p>所属で所管する公有財産・備品について、1年間における具体的な確認数量や、全体を対象とする確認の完了目標などを明確にした実査計画を作成し、確実に実査を進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日</p> <p>防災備蓄品については、種類や数量、期限など管理項目が多岐にわたることから、備蓄品の状況や更新時期の把握など平時の管理の効率化を図るとともに、災害時に拠点防災倉庫の荷捌き及び避難所への配送を円滑に行えるよう、防災倉庫管理システムの導入を検討することとしており、その中で精度の高い備品実査を実現していく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 7年 8月31日</p> <p>防災備蓄品管理システムの構築に向け、先進地視察など情報収集を現在行っている。これは実効性のある管理体制確立の重要ステップである。情報収集を通じ、現状把握から更新時期管理、災害時運用まで、平時・有事両面での管理効率化と実査精度向上を目指す。システム導入と並行し、具体的な確認数量や完了目標を明確化した実査計画を策定し、確実に実査を進める。</p>

## 2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置 (具体的内容) ・対応状況
<p>① 事務処理誤りの再発防止について【<b>合規性の視点</b>】</p> <p>事務処理誤りの件数が多く、過去の監査から同様の傾向が見受けられる。根拠法令を確認するなど十分に検証を行い、再発防止策を確立すること。</p>	<p>【<b>措置済</b>】 令和 6年 9月30日</p> <p>日常業務の点検と適正な事務の執行について、「適正な事務事業推進のためのチェック事項」での確認を行うとともに、「会計事務の手引き」等のマニュアルに基づいて書類の作成を行うよう課内研修を行うなど、定められたルールに基づいた事務執行の意識の定着に努めた。</p> <p>また、作成した書類については、内部事務管理のため上位職を含めた複数の職員で確認を行うこととしているが、複数の職員で十分な確認を行うためには時間が必要であることから、決裁・回覧等は余裕を持って作成するよう周知を図った。</p> <p>適正な事務の執行について引き続き注意喚起していく。</p>
<p>② 補助制度の変更について【<b>合規性の視点</b>】</p> <p>地区防災組織活動補助金制度の変更は、全市的に影響も大きいことから、変更の根拠について説明責任を果たすとともに効果的な活用に資するよう努めること。</p>	<p>【<b>措置済</b>】 令和 7年 2月 28日</p> <p>交付算定指標の変更および資機材等整備事業の補助率を3分の2へ変更するにあたり、四日市市地区防災組織連絡協議会や各地区ブロック会議などで各地区防災組織に説明を行った。今後も大きな変更を行う際には、地域への丁寧な説明を継続していく。</p> <p>また、補助金を活用した訓練や防災資機材の整備については、実施により生じる効果を確認し、事前に事業内容を把握している。今後も引き続き、補助金の適正な執行を確保するため、各地区防災組織への指導・監督を行い、問い合わせの多い共通課題については四日市市地区防災組織連絡協議会を通じて周知を行っていく。</p>

## 意 見

### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置 (具体的内容) ・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>職員の心身の健康管理について、所属長はサポートを心がけ、コミュニケーションを取るなど、十分配慮すること。</p>	<p>【<b>継続努力</b>】 令和 7年 2月28日</p> <p>働き方改革アクションプランの目標を「三ム(ムリ、ムラ、ムダ)削減」と設定し、職員の健康管理に配慮した取り組みとして所属内で共有を図った。</p> <p>今後も時間外勤務の削減に向けて定期的に業務の進捗確認を実施するなど事務の効率化や業務分担の平準化に取り組むとともに、ワーク・ライフ・バランスの充実に努める。</p> <p>【<b>継続努力</b>】 令和 7年 8月31日</p> <p>職員の健康管理の指摘に対し、所属長はコミュニケーションを通じて健康状態に配慮し、業務効率化や適正な業務分担の見直しを図っている。時間外勤務については、週単位での確認や個別面談を実施し、その抑制に努めている。</p> <p>所属長は、引き続ききめ細やかな配慮とサポートを心がけ、ワーク・ライフ・バランスの確保に向けた職場環境の改善に、一層努力を重ねていく。</p>

<p>(3) 公有財産や備品の管理が適切に行われないうリスク</p> <p>災害時に適切な備品が配備されている状態を確保するため、精度の高い備品実査を行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日</p> <p>防災備蓄品については、種類や数量、期限など管理項目が多岐にわたることから、備蓄品の状況や更新時期の把握など平時の管理の効率化を図るとともに、災害時に拠点防災倉庫の荷捌き及び避難所への配送を円滑に行えるよう、防災倉庫管理システムの導入を検討することとしており、その中で精度の高い備品実査を実現していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 7年 8月31日</p> <p>防災倉庫管理システムの導入を具体的に検討しており、先進地視察や複数企業からの情報収集を精力的に実施している。システム導入により、個別管理とデジタル照合が可能となり、実査の負担軽減と精度向上が期待される。導入後には、具体的な実査計画に基づき、定期的な確認と更新を行い、災害時における備品の確実な提供体制を確立する。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 内部事務管理について【<b>合规性の視点</b>】</p> <p>内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが散見された。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p> <p>また所属長は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し、適正に決裁を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 6年 9月30日</p> <p>日常業務の点検と適正な事務の執行について、「適正な事務事業推進のためのチェック事項」での確認を行うとともに、「会計事務の手引き」等のマニュアルに基づいて書類の作成を行うよう課内研修を行うなど、定められたルールに基づいた事務執行の意識の定着に努めた。</p> <p>また、作成した書類については、内部事務管理のため上位職を含めた複数の職員で確認を行うこととしているが、複数の職員で十分な確認を行うためには時間が必要であることから、決裁・回覧等は余裕を持って作成するよう周知を図った。</p> <p>適正な事務の執行について引き続き注意喚起していく。</p>
<p>② 災害を意識した人員配置について【<b>有効性の視点</b>】</p> <p>大規模災害発生時には、あらゆる課題を想定し、知識・経験に基づき各部局への指揮命令の発動が必要である。技師のみならず、消防・自衛隊等多岐にわたる人材を擁しつつ、地区の実情を把握して緊急対応に当たる必要があることから、所属職員のみならず部長についても、一定の在任期間の確保が可能となるよう、必要に応じて人事当局に働きかけること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 2月28日</p> <p>災害対応において、知識・経験に基づき各部局への指揮命令を行うため、技師、消防、自衛隊等多岐にわたる人材や地区の実情を把握して緊急対応に当たることのできる人材を確保できるよう人事当局に働きかけた。</p>

<p>③ グループ制導入の効果について【効率性の視点】</p> <p>令和4年度よりグループ制を導入している。導入の効果として、グループごとの業務分担が明確になり、業務の効率化に加え、住民ニーズの把握も充実したとのことである。大規模災害時においても危機管理課が有効に機能するよう、グループ間の連携を含め、今後も継続して組織のあり方について検討していくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月28日</p> <p>平時には、業務執行状況の確認などのため、グループ内の情報共有に重点を置いて進める一方で、課全体の協力体制構築のため、グループ間の情報共有にも意識的に取り組んでいる。</p> <p>このような連携体制は、大規模災害時において危機管理課が有効に機能するために必要なものであり、今後も引き続き取り組むとともに、継続して組織のあり方について検討していく。</p>
<p>④ 業務継続計画（BCP）の有効性について【有効性の視点】</p> <p>業務継続計画（BCP）について、令和5年度に実施した図上訓練の内容を反映するとともに、非常時優先業務の内容等について、訓練等を実施しながら継続的に改訂していく予定とのことである。改訂にあたっては、全部局の非常時優先業務の内容やその有効性を十分検証するとともに、四日市市災害時受援計画とも十分に整合を取り、実効性の高い計画とすること。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 2月28日</p> <p>業務継続計画（BCP）について、図上訓練等を通じて各部局における非常時優先業務の内容・対応人員等を整理し、訓練の内容を計画やマニュアルに反映することで業務要領の確立に取り組んでいる。</p> <p>また、計画の改訂にあたっては、災害時受援計画とも十分に整合を取り、実効性の高い計画となるよう、引き続き取り組みを行っていく。</p>
	<p>【継続努力】 令和 7年 8月31日</p> <p>業務継続計画（BCP）について、図上訓練等を通じて、各部局における非常時優先業務の内容・対応人員等を整理するなど、業務要領の確立に、引き続き取り組んでいる。</p> <p>また、計画の改訂にあたっては、被害想定の見直しなどを踏まえ、災害時受援計画と整合を図るなど、実効性の高い計画となるよう、引き続き取り組みを行っていく。</p>
<p>⑤ 能登半島地震における本市職員派遣結果の検証について【有効性の視点】</p> <p>令和6年1月1日に発生した能登半島地震において、本市は、医師、消防職員等の専門知識・技術を有する職員、さらに避難所運営等のため一般職員等の短期派遣（令和6年6月まで）を行った。本市が被災した場合に備え、今回の派遣の結果について、三重県からの報告も参考に十分に検証を行うとともに、検証結果の四日市市災害時受援計画への反映も検討すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 2月28日</p> <p>受援計画に盛り込む内容について能登半島地震の報告書等を参考にしつつ検討していく。</p> <p>【措置済】 令和 7年 5月27日</p> <p>能登半島地震への本市からの派遣職員の多くは、避難所運営支援に関わっており、改めて地域コミュニティの重要性を認識する意見が多くみられた。また、国、県、自衛隊、警察、他の自治体への物的・人的支援の要請や受け入れには、情報の共有や連携が重要であり、本市が被災した場合に、業務が円滑に進められるよう、業務継続計画（BCP）において、どのような業務に物的・人的支援が必要となるかを整理しておくことも継続的な取り組みとして必要であることが再認識された。</p> <p>これを受け、図上訓練において、より実効性を高められるよう、内容の検証などを実施した。</p> <p>今後は、南海トラフ地震の被害想定の見直しも検討されており、状況に応じ、四日市市災害時受援計画への反映も検討していく。</p>

<p>⑥ 災害対策における設備・システムの整備について【有効性の視点】</p> <p>ア 組み立て式の給水タンクの整備を令和5年度から3年間で計画しているが、全市に災害が及ぶ可能性がある喫緊の課題であるため、早急な整備を検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月28日</p> <p>組み立て式給水タンクについては、令和5年度から整備を開始し、令和7年度に完了予定である。予算の平準化を考慮し3箇年の整備計画としているが、南海トラフ地震などの災害対応を想定し、内陸部(R5)⇒沿岸部(R6)⇒山間部(R7)と優先度をつけた整備としている。</p>
<p>イ 危機予測情報システムについて、先進他都市の事例も研究し、導入について検討すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 2月28日</p> <p>他都市の事例の調査研究を行っていく。</p>
	<p>【措置済】 令和 7年 7月25日</p> <p>国の管理する鈴鹿川は、流域面積が大きく氾濫の予測が可能となるため、水位予測システムの導入が行われている。しかし、流域面積が小さく、降雨の影響が短時間で水位に反映される鹿化川、十四川、米洗川などは、住民の避難行動のリードタイムを確保することが難しい点がある。そのため、予測システムの導入ではなく、監視カメラの設置により、迅速な避難情報発令かつ市民の適切な避難行動につながるような情報の発信を行っていく。今回、監視カメラを設置する業務に着手した。</p>
<p>⑦ 事前防災の統括について【有効性の視点】</p> <p>頻発する浸水災害に対して、一度にハード整備による対策は困難であるため、現状の施設等の能力を最大限に有効活用を図ると共にソフト事業の充実をはかる必要があることから全庁的取り組みのリーダーシップを図ること。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 2月28日</p> <p>全庁的な協力体制の構築を意識し、各部局が連携して迅速かつ効率的に対応できるように、より一層努める。</p> <p>【措置済】 令和 7年 6月23日</p> <p>国、県、市など河川の流域に関わる関係者が協力し、流域全体で水害を軽減するため、鈴鹿川流域治水協議会が設立されており、本市の窓口を危機管理統括部とし、都市整備部、商工農水部、健康福祉部、上下水道局などと連携し、ハード面やソフト面における総合的な治水対策に取り組んでおり、関係部局とともに協議会に参加し、情報共有を図った。</p>
<p>⑧ 災害防止策の協議の場設置について【有効性の視点】</p> <p>一定規模の宅地開発等について雨水貯留槽の設置を必須にするなど、災害の未然防止につながる策を関係部局と協議の場の設置を検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 1月29日</p> <p>雨水対策をはじめ総合治水対策については、本市として総合治水対策協議会において取り組んでいる。今回、いただいたご意見の内容については関係部局と情報共有を行った。</p>

<p>⑨ 大規模災害時の混乱回避について【有効性の視点】</p> <p>タイムラインを設定しているが、大規模災害時には必然的に混乱が生じるので、住民の混乱する時間を可能な限り短縮する方法を検討すること。また、事前準備についての市民の意識醸成につながる情報発信を行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日</p> <p>学校や地域等での防災教育や啓発活動を行うなど、市民の防災意識を高める活動を引き続き行っていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 7年 8月31日</p> <p>学校や地域での防災啓発に加え、防災に直接関係のないイベントへも赴き、情報発信を実施している。防災グッズの展示など、幅広い層の市民に関心を持ってもらうための工夫を凝らし、これまで防災への関心が低い層へもアプローチすることで、事前準備の重要性を周知している。今後もこれらの活動を継続し、市民の防災意識向上に一層努めていく。</p>
<p>⑩ AR防災学習アプリの利用促進について【有効性の視点】</p> <p>AR防災学習アプリ「ARLook」について、ポイント制の付加など登録者・利用者数の増加につながる方策を検討すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 2月28日</p> <p>アプリ利用促進の観点からは、外国語対応面での追加改修を行っているところである。また、他部署における情報の提供機能も追加したことから、それらによる登録者・利用者数の増加を見込んでいる。今後も利用者ニーズや費用対効果を考慮しながら、利用促進のための方策を検討していく。</p>
<p>⑪ 委託業務の履行確認について【合規性の視点】</p> <p>委託業務については、仕様書に記載された業務が確実に履行されていることを確認し、委託業者への牽制を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 2月28日</p> <p>「四日市市原課契約業務委託点検マニュアル」等を活用し、履行確認することとし、委託業者への牽制を行うこととするよう所属内で周知を図った。</p>